

令和7年度 第7回

鳩山町教育委員会会議録

令和8年2月20日 開会

令和8年2月20日 閉会

鳩山町教育委員会

令和7年度第7回鳩山町教育委員会

1 招集期日 令和8年2月20日(金) 鳩山町役場3階304会議室

2 開閉日時及び宣告者

開 会 : 令和8年2月20日(金) 午後1時30分 教育長 宮崎宣男

閉 会 : 令和8年2月20日(金) 午後2時45分 教育長 宮崎宣男

3 教育長及び委員の出席状況

教 育 長	宮崎 宣男	出席
1 番	小峰 洋	出席
2 番	伊藤 絵里子	出席
3 番	村岡 満子	出席
4 番	関根 康弘	出席

4 教育長、委員及び傍聴人を除くほか、議場に出席した者の氏名

教育委員会事務局長補佐兼総務・学校教育担当主幹	松ノ元 弘毅
教育委員会事務局長補佐兼総務・学校教育担当主幹兼指導主事	根岸 義典
総務・学校教育担当主幹	小峰 弘基
総務・学校教育担当	黒川 寛太
生涯学習・スポーツ担当副主幹	黒田 雅貴
鳩山町立図書館長兼管理・奉仕担当主幹	金巻 恵美
鳩山町立幼稚園教務・指導担当主幹	坂元 正太

5 書 記 教育委員会事務局長 島野 紀美夫

令和7年度第7回鳩山町教育委員会議事日程

令和8年2月20日（金）

午後1時30分～

鳩山町役場3階304会議室

開 会

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 教育長の報告

- (1) 一般教育行政報告
- (2) その他

日程第3 議 事

議案第11号 令和7年度準要保護児童生徒の認定（再々追加）について

議案第12号 令和8年度当初教職員（校長及び教頭、教職員）人事異動の内申について

議案第13号 鳩山町立鳩山中学校の部活動外部指導員に関する要綱の制定について

議案第14号 鳩山町立図書館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

議案第15号 鳩山町立鳩山幼稚園入園準備品購入費補助金交付試行要綱の制定について

日程第4 そ の 他

- (1) 協議事項
- (2) 教育委員報告事項
- (3) その他
- (4) 次回教育委員会の開催日程

令和8年3月25日（水）又は26日（木）13時30分～役場3階304会議室

閉 会

◎ 開会の宣告（午後 1 時 30 分）

○宮崎宣男教育長

- ・ただいまの出席委員数は 5 人である。ただいまから、令和 7 年度第 7 回鳩山町教育委員会を開会する。

・次に、鳩山町教育委員会会議規則第 15 条に「会議は教育長の許可を得て傍聴することができる。ただし、その決議により秘密会としたときはこの限りでない。」と規定されておりますが、本日の当委員会に対し、傍聴を希望する方々がみえた場合、傍聴を許可することに異議はな
いか。

(異議なし)

- ・それでは、進行は職務代理者をお願いする。

◎ 日程第 1 前回会議録の承認

○小峰職務代理者

- ・日程第 1、前回会議録の承認について事務局長より説明をお願いしたい。

○島野事務局長

- ・令和 7 年 12 月 19 日に開催した令和 7 年度第 6 回教育委員会会議録の原案を委員の皆様事前に郵送させていただきました。
- ・誤字、脱字等お気づきの点があれば、ご指摘いただきたい。

【質疑等】

(なし)

(全委員署名)

◎ 日程第 2 教育長の報告

(1) 一般教育行政報告

○小峰職務代理者

- ・ 日程第2、教育長の報告について、宮崎教育長から、(1) 一般教育行政報告をお願いしたい。

○宮崎教育長

- ・ 資料0に基づいて、4点報告する。
- ・ 1点目は、各小中学校管理職の自己評価についてで、資料1をご覧ください。
- ・ 資料1は、各小中学校の管理職である、校長、教頭、主幹教諭から提出された自己評価であり、それぞれの学校の現状及び教職員の様子を読み取ることができ、これをもとに教育委員会事務局で評価している。
- ・ 亀井小学校では、「学校経営の改善及び運営管理」に関し、保護者から「A+又はB評価」を受ける率100%の目標を掲げ、目標に近い94.5%の達成率だった。
- ・ 今宿小学校では、着任1年目の校長が「教職員の指導育成及び勤務状況の把握」において、専門性を活かし、ICT活用の指導力向上を図った。
- ・ 鳩山小学校では、「教職員の指導育成及び勤務状況の把握」において、2年目の職員がアクションリサーチの指導を活かした、授業力の向上を、大学とともに実践した。
- ・ 鳩山中学校では、「開かれた学校づくり」において、学校だより、ブログ、動画配信を多数行った。
- ・ 2点目は、卒業式における「教育委員会のことば」についてで、卒業式等の出席者（裏面令和8年度出席予定者）は資料2の通りである。教育委員会のことば（告示）は、各小学校共通とし、お手元のものを参照いただきたい。特に問題がなければ、式の一週間前までにお届けする。尚、幼稚園に関しては、昨年参加された伊藤委員の資料があれば共有いただきたい。
- ・ 3点目は、主な行事の概要及び教育委員会に係る行事等の情報をお伝えする。
- ・ 正月マラソンは1月3日(金)に実施し、昨年比8名増の276名が参加し、うち町民が111名だった。二十歳を祝う会は1月11日(日)に実施し、対象者93名中77名が参加した。2月7日(土)に実施された図書館の歴史講演会は、昨年度に引き続き、町内在住の歴史作家の山名美和子様にご講演をいただき、100名定員のところ93名が申込、81名が参加した。
- ・ 今宿小の川田 正樹さん、鳩山中の小倉 咲来さんが、卒業生を表彰する制度である「埼玉県優秀児童生徒表彰」を受けた。
- ・ また、鳩山中の小峰一起さんと本田結愛さんが埼玉県体育優良児童生徒表彰を受けた。

- ・また、鳩山中学校吹奏楽部が西関東中学校アンサンブルコンテスト中学生の部（吹奏楽）打楽器五重奏で金賞を受賞した。
- ・令和8年度及び9年度の2か年度にわたり、町立幼稚園、小学校、中学校へ外国語指導助手（ALT）1名を派遣する事業者を選定するプロポーザルで、株式会社アスコム（本社 飯能市）が選ばれた。今後も本町では就学前から中学まで一貫した英語教育を行えることになった。
- ・4点目は、今後の予定についてで、小学校卒業式が3月24日（火）に、修了式が3月26日（木）に、入学式が4月8日（水）に、中学校卒業式が3月14日（土）に、修了式が3月26日（木）に、入学式が4月8日（水）に、幼稚園卒園式が3月18日（水）に、修了式が3月25日（水）に、入園式が4月9日（木）に行われる。

<質疑応答>

○小峰職務代理者

- ・教育長からの報告に対し、質疑のある場合はお願いしたい。

○小峰職務代理者

- ・正月マラソンに応援に行ったが、参加者の家族、おじいちゃん、おばあちゃんなど沢山の方にお会いした。町外の中学生や高校生も参加し、町外の参加者も多いと感じる。時間が押していたが、大勢が参加するなか安全性の確保は大変だったのではないかと。

○宮崎教育長

- ・今はまだ大丈夫だが、安全性を考えると、闇雲に参加者を増やすのが良いとは考えていない。障害があってもなくても小さな子がいても参加できる大会を標ぼうしており、「300メートル子の手を引きながら、乳母車でも参加でき、有難い」との声も寄せられているので、これを特色として継続したいと考えている。

○小峰職務代理者

- ・歴史講演会に参加したが、参加者が多く、一生懸命に聞き、質問も積極的な様子を見ることができ、会場も広く、大変良いと思った。

○宮崎教育長

- ・去年は抽選となり、もう少し定員を増やせないかのご意見を頂いたので、広い会場にした。

(2) その他

(なし)

◎ **日程第3 議事**

○**小峰教育長職務代理者**

- ・それでは、日程第3 議事に入る。

(1) **議案第11号 令和7年度準要保護児童生徒の認定（再々追加）について**

- ・朗読：島野事務局長/説明：黒川主事補

○**小峰教育長職務代理者**

- ・「議案第11号 令和7年度準要保護児童生徒の認定（再々追加）について」を議題とする。
- ・事務局より、議案の朗読と説明をお願いしたい。
- ・個人情報に関わる議案につき、秘密会とする。

○**島野事務局長**

- ・それでは、議案第11号の朗読並びに内容を説明する。
(議案第11号を朗読)
- ・議案の説明は、総務・学校教育担当の黒川主事補からさせていただく。

○**黒川主事補**

- ・それでは、「議案第11号 令和7年度準要保護児童生徒の認定（再々追加）について」ご説明申し上げます。
- ・当該認定審査については、令和7年度4回目の審査となる。今回の審査は前回の審査期間の翌日である12月19日から2月19日までに申請をされた方を対象にしている。
- ・また、今まで税の申告の確認が取れていなかった1世帯1名について、2月19日までに申告の確認が取れたため、併せて審査対象としている。

- ・お手元の資料の「申請者一覧」をご覧いただきたい。2月19日までに2世帯2名の申請を受け付けた。
- ・就学援助の認定要件や表の記載事項については、6月開催の教育委員会で説明した内容と同様のため割愛する。
- ・なお、Bさんについては、令和7年3月21日に申請があったものの、税の申告の確認が取れず、世帯収入と認定基準額との比較ができなかったことから、6月の教育委員会では審査対象外とした。税の申告をしていただけない場合は審査ができないという旨を複数回に渡り伝えていた中で、令和8年2月19日に税の申告の確認が取れたため、今回諮るものとする。
- ・審査の基準等については、資料中央の「収入月額（所得）」と「（生活保護基準額に1.3を乗じた）認定基準額」を比較し、資料右側の「判定」列にて○×を明記し、機械的に判定を行っている。
- ・Aさん及びBさんについては、当該金額（認定金額）に達していないので、経済的に困窮しているものと考えられる。
- ・なお、世帯構成員それぞれの収入額は、次の資料の「収入照会一覧」に記載している。
- ・認定日について、Aさんについては令和8年1月中に申請されたため、令和8年1月1日を認定日としてよいか、Bさんについては令和7年3月中に申請されたため、令和7年4月1日を認定日としてよいか、審査をお願いします。
- ・以上、簡単だが、「議案第11号 令和7年度準要保護児童生徒の認定（再々追加）について」の説明とさせていただきます。

<質疑応答>

○小峰教育長職務代理者

- ・お二人とも所得の基準は満たしている。Bさんは申請されていたが、認定の前提となる所得の書類が提出されていなかったのがこの度提出されたので、4月に遡って支給しようということだが、いかがか。

(意見無し)

- ・認定基準どおり判断することとし、Aさんについては令和8年1月1日認定、Bさんについては令和7年4月1日認定ということではよろしいか。

(異議なし)

- ・それでは、本議案は、原案どおりで議決とする。今後こういったケースが発生するかもしれないが一つの基準（先例）になると思う。
- ・これで秘密会を解く。

(2) 議案第12号 令和8年度当初教職員（校長及び教頭、教職員）人事異動の内申について

- ・朗読：島野事務局長/説明：総務・学校教育担当主幹兼指導主事 根岸局長補佐

○小峰教育長職務代理者

- ・「議案第 12 号 令和 8 年度当初教職員（校長及び教頭、教職員）人事異動の内申について」を議題とする。
- ・事務局より、議案の朗読と説明をお願いしたい。

○島野事務局長

それでは、「議案第 12 号」の提案理由の朗読並びに議案の内容説明をする。

（議案第 12 号を朗読）

- ・議案の内容説明については、総務・学校教育担当主幹兼指導主事の根岸局長補佐からさせていただきます。

○根岸局長補佐

- ・本日お諮りする、議案第 12 号「令和 8 年度当初教職員（校長及び教頭、教職員）人事異動の内申について」ご説明させていただく。議案資料をご覧ください。
- ・管理職の人事異動については、教育事務所が主体となり各市町村教育長と協議を行いながら進められている。教職員の人事異動については、教育事務所が一括して行っていたが、平成 19 年度当初人事から各市町村が独自で人事異動を行うこととなった。
- ・しかし、比企地区においては、教育委員会の事務局、実質的には指導主事はその役割を果たすには、事務量が膨大になりすぎる懸念があり、比企地区教育長会で比企の人事は比企の指導主事が集まって行うこととした経緯がある。加えて、比企全体での児童生徒数の減少に伴い、教職員の必要数が減少傾向になっていること、今後、多くの教職員の過員が見込まれることから、比企全体でこの問題を解決するため本年度においても、比企の指導主事が集まり人事事務を行った。この会は、「比企地区人事事務担当者会」といい、比企地区市町村教育長と各市町村の人事事務担当の指導主事をメンバーとしている。今年度の人事事務については、令和 7 年 7 月に第 1 回の集まりを比企地区全体で持ち、その後、小学校、中学校に分かれて、この 2 月まで、会議を重ねて異動案の作成が終了した。この他に、令和 8 年 1 月 23 日には入間北部（鶴ヶ島、坂戸、越生、毛呂山）との人事担当者会をもち、人事異動について話し合いを行った。
- ・それでは、町内の小学校の人事案について説明する。まず、亀井小学校だが、通常学級 5 学級、特別支援学級 2 学級で、クラスは 1 学級減となる。これは、新 5 年生、6 年生の在籍児童数の合計が 16 名のまま推移し、複式学級が継続することと、特別支援学級が 1 学級減となるためである。校長が、普通退職となり代わりに、吉見西小学校より校長を迎え入れる。また、教諭 1 名が、鳩山町教育委員会へ異動する。

- ・続いて今宿小学校だが、通常級8学級、特別支援学級2学級でクラスは1学級減となる。教頭が新任校長として吉見町へ異動し、代わりに、鳩山町教育委員会より新任教頭として、指導主事が着任する。また、教諭1名が毛呂山町へ転出し、毛呂山町より教諭1名、養護教諭1名を迎え入れる。また、1名の再任用教員を今宿小学校より迎え入れ、計2名の再任用教員が勤務する。
- ・続いて、鳩山小学校だが、通常学級6学級、特別支援学級2学級で、クラス数の変動はない。教諭2名が小川町と滑川町へ転出し、代わりに、ときがわ町、吉見町よりそれぞれ教諭を1名迎え入れる。令和7年度再任用教諭1名が引き続き勤務する。
- ・次に中学校についてだが、鳩山中学校は通常学級6学級、特別支援学級3学級でクラス数は1学級減となる。校長が北本市へ転出し、代わりに嵐山町より校長を迎え入れる。保健体育科教諭が小川町へ、英語科教諭が川島町へ転出し、代わりに、嵐山町より英語科教諭、数学科教諭を迎え入れる。また、本採用の美術科教諭を新任として迎え入れる。事務主事が越生町へ異動し、代わりに東松山市より事務主事を迎え入れる。
- ・個別の人事異動については、議案第12号の別紙1、2をご覧ください。別紙1は、管理職について、別紙2は教職員の転出・退職者、転入・新採用者についてである。管理職並びに教職員の配置について、適材適所の配置を行うことが出来たと考えている。

<質疑応答>

○小峰教育長職務代理者

- ・質疑のある委員はいるか。

○小峰教育長職務代理者

- ・亀井小学校の普通学級数は5で変わらず、特別支援学級数は2でマイナス1と聞いたが、資料では教員数は3名減となっている。教員数は実質3名減なのか。

○根岸局長補佐

- ・臨時的任用職員で定数を埋める予定である。

○関根委員

- ・比企管内で相談・連携して進めたとのことだが、比企管内での異動が基本なのか。鳩山から入間地域への異動希望はないのか。

○根岸局長補佐

- ・意向地も考慮に入れながら行ったが、意向が比企以外になる件数は少なかった。入間や北部とも人事交流はしている。

○小峰教育長職務代理者

- ・ほかに質疑のある委員はいるか。

(意見なし)

- ・それでは、本議案は、原案どおりで議決とする。

(3) 議案第 13 号 鳩山町立鳩山中学校の部活動外部指導員に関する要綱の制定について

- ・朗読：島野事務局長/説明：黒田副主幹

○小峰教育長職務代理者

- ・「議案第 13 号 鳩山町立鳩山中学校の部活動外部指導員に関する要綱の制定について」を議題とする。
- ・事務局より、議案の朗読と説明をお願いしたい。

○島野事務局長

- ・それでは、議案第 13 号の朗読並びに内容を説明する。

(議案第 13 号を朗読)

- ・議案の説明は、生涯学習・スポーツ担当の黒田副主幹からさせていただきます。

○黒田副主幹

- ・議案第 13 号 鳩山町立鳩山中学校の部活動外部指導員に関する要綱の制定についてご説明申し上げます。
- ・議案資料をご覧いただきたい。
- ・鳩山中学校では、3つの部活動において、4名の方に部活動のお手伝いをいただいている。
- ・現状、各部活動において、立場上「外部指導員」という位置づけをしているが、その職務や選任方法等については、明確なルールがなく、校長の判断で依頼をしている。
- ・今回の新規制定は、部活動外部指導員の目的や職務等について明確な決まりを作るとともに、全

国で進められている部活動の地域展開の鳩山町としての足掛かりとなるよう、行うものである。

- ・ 主な内容について、説明させていただく。
- ・ この要綱は、「第1条の目的規定」から「第8条のその他規定」までの8条建てで構成されている。
- ・ 第1条は、「目的規定」で、この要綱は、鳩山町立鳩山中学校の部活動外部指導員（以下「外部指導員」という。）を置くことに関し必要な事項を定め、もって部活動の維持及び円滑な推進を図ることを目的としている。
- ・ 第2条は、部活動指導員の「職務」に関する規定で、校長の指揮及び監督の下に、第1号の「部活動に関し担当指導教員の指導計画に従って、専門的技術指導を行うこと」と、第2号の「生徒の健全育成に関すること」と定めている。
- ・ 第3条は、「要件」に関する規定で「心身共に健康で、部活動の意義を理解し、前条である第2条に掲げる職務を誠実に遂行できる者」と「当該種目の実技指導に関して優れた専門知識と経験を有し、適切かつ安全な指導ができる者」、「年齢が高校生を除く18歳以上の者」の全てを満たす者でなければならないとしている。
- ・ 第4条は、「選任等」に関する規定で要件を満たす者の中から、指定の様式に基づき、「校長が選任し、教育長が決定する」としている。
- ・ 第5条は、「任期」に関する規定で「委嘱の日から、その年度末まで」としており、再任は妨げない。
- ・ 第6条及び第7条は、「退任」及び「解任」に関する規定で本人からの申し出があった場合は退任を受け入れることとし、外部指導員として適格性を欠く場合等においては、解任することができる規定を設けている。
- ・ 第8条は、「その他」に関する規定で、「この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。」こととしている。
- ・ 説明は以上となる。

<質疑応答>

○小峰教育長職務代理者

- ・ 質疑のある委員はいるか。
- ・ 既に4名の指導員がいる3つの部とは。

○黒田副主幹

- ・ 吹奏楽部、野球部、ソフトテニス部である。

○小峰教育長職務代理者

- ・4名の指導員を選任する要綱を制定し、今後別の方が採用される場合はこの要綱に沿ってという形になるとのことである。

○村岡委員

- ・外部指導者は現在無報酬なのか。

○黒田副主幹

- ・クラブによって異なる。吹奏楽部では保護者負担で外部指導者に報酬を払っている。野球とソフトテニスは無報酬である。

○小峰教育長職務代理者

- ・報酬が部によって異なるため、現状に即した要綱とし、要綱があるから報酬が発生するわけではないということである。
- ・どの市町村でもそうか。

○宮崎教育長

- ・地域によって温度差がある。県内でも先進的な取組をしているところから、様子を見てできるところから地域展開するところがある。ただ、土日の部活動については地域展開するのが埼玉県内の主流になりそうである。

○小峰教育長職務代理者

- ・ほかに質疑のある委員はいるか。

(意見なし)

- ・それでは、本議案は、原案どおりで議決とする。

(4) 議案第14号 鳩山町立図書館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

- ・朗読：島野事務局長/説明：金巻主幹

○小峰教育長職務代理者

- ・「議案第 14 号 鳩山町立図書館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする。
- ・事務局より、議案の朗読と説明をお願いしたい。

○島野事務局長

- ・それでは、議案第 14 号の朗読並びに内容を説明する。
(議案第 14 号を朗読)
- ・議案の説明は、町立図書館長兼管理・奉仕担当の金巻主幹からさせていただく。

○金巻主幹

- ・議案第 14 号 鳩山町立図書館管理運営規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。
- ・議案資料をご覧いただきたい。
- ・はじめに、一部改正の経緯について、簡単にご説明をさせていただきたい。
- ・現在、鳩山町立図書館では会議室等の使用につきまして、鳩山町立図書館設置条例第 11 条に基づき、使用料が発生しているが、同時に、同条第 12 条で「使用料の減免」を定めている。
- ・それに付随して、鳩山町立図書館管理運営規則第 25 条において実際の運用を行っているが、「より細かな区分等を設けること」により、更なる利用の拡充に繋げるため、必要な改正を行うものである。
- ・次に、一部改正の主な内容であるが、まず、使用料の減免について「第 25 条第 1 項第 1 号」及び「第 2 号」で定めていたが、これら各号を廃止し、別表を設けることにより、より減免の区分及び減免率をより明確にした。
- ・別表の具体的な内容としては、「町が町の事業として使用する場合は 10 割」「町立の幼稚園、小・中学校が教育の一環として使用する場合は 10 割」「自治会等の地域の地縁団体が、総会又は役員会議で使用する場合は 5 割」「町内に在住又は在学する高校生が使用する場合は 5 割」「その他教育委員会が特に必要と認めた場合は 5 割又は 10 割」と定めた。
- ・これらは「鳩山町公民館条例施行規則」及び「鳩山町泉井交流体験エリア条例施行規則」等を参考に規定した。
- ・次に、「第 25 条第 2 項」を新たに設け減免を受けようとする者は「鳩山町立図書館会議室等使用減額（免除）申請書」を提出することとした。
- ・次に、「第 25 条第 3 項」を新たに設け、減免の可否について決定したときに「鳩山町立図書館会議室等使用料減額（免除）許可決定通知書」又は「鳩山町立図書館会議室等使用料減額（免除）

不許可決定通知書」を交付することとした。

- ・最後に「第 27 条」関係の様式「図書館資料の寄贈・寄託申込書」及び「図書館資料の寄贈・寄託承認書」については、第 25 条関係の様式を新規に設けたため、号ずれがおきたことにより、改正するものである。
- ・また、「本則の改正」とあわせた「別記様式」改正及び追加もあわせて行うものとする。
- ・最後に、附則として、「この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。」している。

<質疑応答>

○小峰教育長職務代理者

- ・質疑のある委員はいるか。

○村岡委員

- ・図書館の会議室を借りられるとは知らなかった。申し込み順での受け付けなのか。

○金巻主幹

- ・他の町立施設と同様、鳩山町公共施設予約システムでインターネット予約ができる。

○宮崎教育長

- ・様式第 11 号の下部の（教示）の文面中、「この処分があった日の翌日から起算して 3 か月以内であっても」は、「この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても」の誤りではないか。

○金巻主幹

- ・確認する。

○小峰教育長職務代理者

- ・ほかに質疑のある委員はいるか。

（意見なし）

- ・それでは、本議案は、様式の教示部分の確認、場合によっては修正し、原案どおりで議決とする。

(5) 議案第 15 号 鳩山町立鳩山幼稚園入園準備品購入費補助金交付要綱の制定について

- ・朗読：島野事務局長/説明：坂元主幹

○小峰教育長職務代理者

- ・「議案第 15 号 鳩山町立鳩山幼稚園入園準備品購入費補助金交付試行要綱の制定について」を議題とする。
- ・事務局より、議案の朗読と説明をお願いしたい。

○島野事務局長

- ・それでは、議案第 15 号の朗読並びに内容を説明する。
(議案第 15 号を朗読)
- ・議案の説明は、町立幼稚園教務・指導担当の坂元主幹からさせていただきます。

○坂元主幹

- ・議案第 15 号 鳩山町立鳩山幼稚園入園準備品購入費補助金交付試行要綱の制定についてご説明申し上げます。
- ・議案資料をご覧いただきたい。
- ・はじめに、「新規制定の経緯」について、簡単に、ご説明をさせていただきます。
- ・本補助金については、子育ての支援の一環として、町立鳩山幼稚園に通園する園児及び保護者の経済的な負担を軽減するため、園指定品である体育着等の購入費を、予算の範囲内において補助するものである。
- ・要綱の作成にあたっては、「埼玉県秩父市」及び「岡山県備前市」などの交付要綱を参考に作成をしている。また、対象経費の補助率は 10/10 で設定している。
- ・告示（要綱）で定める主な内容について、説明させていただきます。
- ・この要綱は、「第 1 条の趣旨規定」から「第 9 条のその他規定」までの「9 条建て」構成がされている。
- ・第 1 条は、「趣旨規定」で、この要綱は、鳩山町立鳩山幼稚園に入園又は転入する幼児に必要な準備品（以下「入園準備品」という。）を購入する保護者の経済的負担の軽減を図り、もって幼児の健全な育成に資するため、入園準備品の購入に対する経費の一部に対し予算の範囲内において、鳩山町立鳩山幼稚園入園準備品購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに

ついて、鳩山町補助金等の交付手続等に関する規則（昭和54年規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定める「趣旨」規定になっている。

- ・第2条は、「用語の定義」に関する規定で、第1号で「幼児」について、第2号で「保護者」について定めている。
- ・第3条は、「補助対象者」に関する規定で、第1項で、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、鳩山町立鳩山幼稚園管理規則（平成5年教育委員会規則第2号）第9条に規定する入園許可書の交付を受けた幼児の保護者であることを規定し、第2項で、補助対象としない者として、第1号の「本町の町税の滞納がある者」、第2号の「その他町長が適当でないと認める者」を定めている。
- ・第4条は、「補助対象経費」に関する規定で、（別表）に定める通り、園指定品である「長袖体育着」「半袖体育着」「ショートパンツ」「通園カバン」、「数量各1つ」について、「補助率10/10」を規定している。
- ・第5条から第8条は、「補助金の交付申請」から「補助金の返還」まで、「交付に関する手続き」、「財産処分権限」「補助金の返還」及び「各種、様式」などを定めている。
- ・第9条は、「その他」に関する規定で、「この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。」こととしている。
- ・最後に、附則として「この告示は、令和8年4月1日から施行する。」としている。
- ・説明は以上となる。

<質疑応答>

○小峰教育長職務代理者

- ・質疑のある委員はいるか。

○伊藤委員

- ・予算の範囲内において交付するということだが、補助対象にならない可能性があるか。

○坂元主幹

- ・予算の範囲内のため、補助されない可能性もある。

○島野事務局長

- ・ある程度の見通しをもって当初予算措置しているが、状況に応じて補正予算で対応したい。

○村岡委員

- ・令和8年度に入園する園児から補助対象か。

○坂元主幹

- ・令和8年4月1日の購入が対象のため、令和7年度に購入した分は対象外である。令和8年度の途中入園者以降が対象となる。

○村岡委員

- ・準備品を先に購入し、その後補助金請求するのか。

○坂元主幹

- ・そのとおり。購入し、領収書を添付して請求いただく。

○小峰教育長職務代理者

- ・令和8年度の途中入園者や、令和9年度の新入園者から対象とのことである。
- ・ほかに質疑のある委員はいるか。

(意見なし)

- ・それでは、本議案は、原案どおりで議決とする。

◎ 日程第4 その他

(1) 協議事項

(なし)

(2) 教育委員報告事項

○伊藤委員

- ・1月20日に障がい者福祉総合計画策定委員会があったが、所用により欠席した。

○村岡委員

- ・1月15日に第3回水道事業審議会に出席した。第3次水道ビジョン、配水計画、水道経営戦略に関する会議で、今後パブリックコメントを行い、料金引上げを行う予定とのことだった。
- ・1月20日に令和7年度第3回、最終回の鳩山高校学校運営協議会に出席した。来月卒業式を控え、総まとめの報告を受けた。卒業式に招待されており、出席予定。高校の備品は希望により鳩山中学校へ譲り、跡地利用は未定とのことだった。

(3) その他

○村岡委員

- ・3月26日（木）午後に、保護者も参加可能な「卒業生を祝う会」を、鳩山町社会福祉協議会が実施し、学校経由で周知するので報告する。

(4) 次回教育委員会の開催日程について

○小峰職務代理者

- ・それでは、第7回教育委員会は、令和8年3月25日（水）の13時30分～役場3階 304会議室で開催する。
- ・それでは全ての議題が終了したので進行を事務局にお返しする。

◎閉会の宣言（午後2時45分）

○宮崎教育長

- ・以上をもって、令和7年度第7回鳩山町教育委員会を閉会する。